

## パレットごうつ市民団体活動室 占有利用試行期間の延長について

◆パレットごうつ市民団体活動室について、下記のとおり市民団体活動室の占有を、平成29年5月31日までの期限付きで許可していました。

6月以降も占有利用の希望があり、また、市民団体活動室の稼働率も試行前より上昇していることから、試行期間を平成30年3月31日まで延長することとします。

なお、期間終了後の取り扱いについては利用状況等を参考に、期間終了前に決定する予定です。

### 1. 占有利用について

- 登録団体は市民団体活動室1を会議等のために占有して利用することができる。
- 占有利用は予約制とし、利用料は無料とする。
- 1回の利用は最大3時間/日とする。
- 期間は平成29年1月23日から平成30年3月31日までとする。

### 2. 予約方法

パレットごうつ1階管理事務室にて所定の手続により予約する。

#### 【予約にあたっての注意事項】

- ①予約受付は利用希望日の2ヶ月前からとする。
- ②予約は先着順とする。
- ③電話・FAX・メールでの受付はしない。
- ④当日予約も受け付けるが、既に活動室1を通常利用している他団体がいたときには、利用できない場合もある。

### 3. 占有利用の条件について

占有利用の条件について以下の通りとする。

- ①1回の利用が10人以上の集まりであること。
- ②会議、会合の利用であること。(教室や懇親会などの利用は認めない。)
- ③登録団体のメンバーのみの集まりであること。ただし、オブザーバーとして部外者が数名出席する場合は除く。
- ④市民活動室の通常利用のルールを守ること。

### 4. その他注意事項について

- ①市民活動室1の予約が重なった場合も、活動室2の占有利用、会議研修室等の貸館の無料利用は認めない。